

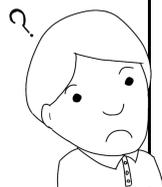
償却資産申告書

Aさん

事業を開始した次の年に、「償却資産申告書」が送られてきたのですが、一体これは何ですか？

どのようなものが「償却資産」に該当するのですか？

まず、「1構築物」は、どのようなものをいうのですか？



「5車両及び運搬具」とありますが、車には自動車税が課されているのではないのでしょうか？

「償却資産申告書」に記載されている「資産の種類」の中には、ソフトウェアはありませんが、対象外ということよろしいでしょうか？

どの時点での償却資産をいつまでに申告するのですか？

その申告期限を過ぎてしまうと、加算税とかが課されるのですか？

仮に課税対象となった場合には、通知がくるのを待っていればよいのですか？

税理士のJunさん

土地や家屋に固定資産税がかかることは皆様ご存知だと思いますが、実は、それ以外の事業用資産についても、固定資産税の課税対象となります。

この課税対象の事業用資産を「償却資産」と呼び、償却資産の課税標準額が合計で**150万円以上**の場合には、それらの償却資産に対し、固定資産税がかかることとなります。

この課税の目的のため、償却資産を調べるために送られてくるのが「償却資産申告書」です。

「償却資産申告書」に記載されている「資産の種類」は、次の6とおりです。

1構築物、2機械及び装置、3船舶、4航空機、5車両及び運搬具、6工具器具及び備品

一般的に「構築物」というと、舗装路面、庭園、外構工事、看板などを指しますが、この「1構築物」の中には、建物附属設備の概念が含まれています。

家屋と建物附属設備の所有者が**同じ**場合には、基本的に家屋に対する固定資産税が課されているため、**独立した機器としての性格が強いもののみ償却資産**に該当します。

しかし、家屋と建物附属設備の所有者が**異なる**場合には、**賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産**として取扱います。

この辺りは、取扱いが複雑ですので、「償却資産申告書」と一緒に同封されてくる「固定資産税(償却資産)申告の手引き」を参考にしたりして、間違えないように注意してください。

自動車税や軽自動車税の課税対象となるべき**自家用車やフォークリフトは対象外**です。ここでいう「5車両及び運搬具」は、**大型特殊自動車等が該当します**。

ソフトウェアなどの**無形固定資産**は、償却資産の申告の**対象外**です。

例えば、令和2年度「償却資産申告書」では、令和2年1月1日現在の時点での償却資産を記載し、令和2年度「償却資産申告書」の申告期限は、令和2年1月31日です。

申告納税方式ではありませんので、期限を過ぎても無申告加算税が課される訳ではありません。

「償却資産申告書」を提出した後、都税事務所が課税価格等を算出して、後から納税通知書が送られてきますので、それにより納付することとなります。

